

請求の理由の記載例（意匠）

請求の理由

判定請求の必要性

本件判定請求人（（株））は、本件判定請求に係る登録意匠「ドライバー」（甲第1号証、以下「本件登録意匠」という。）の意匠権者である。本件判定被請求人（（株））が現在販売しているイ号意匠（甲第2号証）のドライバー（イ号物件）は、本件登録意匠の意匠権を侵害するものであるので、本件判定請求人は、年月日付でその旨の警告状（甲第3号証）を本件判定被請求人に送付した。

これに対して、本件判定被請求人は、「イ号意匠は、本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属さない」旨主張するので、特許庁による判定を求める。

本件登録意匠の手続の経緯

出願 平成8年4月1日（意願平8 - 000001号）

登録 平成9年4月1日（登録第1500000号）

本件登録意匠の説明

本件登録意匠は、意匠に係る物品を「ドライバー」とし、その形態の要旨を、次のとおりとする（資料1参照）。

すなわち、

- i) 基本的な構成態様は、全体が略ねじ廻し用軸部（以下、軸部）と柄部からなり、軸部は、細長棒状で、その後端部を柄部の前端部に埋設して固着し、柄部は、前端部付近が細くなる細長円錐台形状の中間部後方寄り付近を絞って前後に膨出部を形成して、全体を略ひょうたん形状とし、それぞれの膨出部の略中央部付近の周囲に環状

体を配している。

- ii) 具体的な構成態様は、軸部の先端をプラスねじ用の刃先とし、柄部はその前端部分に先細管状の絶縁体を被覆して後部膨出部を略球形状とし、各環状体は、稍広幅状として、それぞれの膨出部の大径部付近に設けられ、前端側環状体は、前後の縁部を若干残してその余の略全面に菱形ローレット模様を現し、後端側環状体は、その幅を後部膨出部の半径と略同寸法とし、前後の縁部を若干残してその余の略全面に菱形ローレット模様を現し、その幅より稍小さい径の滑り止め用の小真円形皿状凹部（以下、皿状凹部）を後端側環状体の対向する位置に各一つ現している。

イ号意匠の説明

省略（上記 に準じて記載）

本件登録意匠とイ号意匠との比較説明

i) 両意匠の共通点

- a) 両意匠は、意匠に係る物品が「ドライバー」で一致している。
- b) 基本的な構成態様において、軸部は細長丸棒状をなし、柄部は、先端部が細くなる細長円錐台形状の中間部後方寄り付近を絞って前後に膨出部を形成して、全体を略ひょうたん形状とし、後部膨出部の略中央部付近の周囲に環状体を配している。
- c) 具体的な構成態様において、軸部の先端をプラスねじ用の刃先とし、柄部は、前端部分に先細管状の絶縁体を被覆して後部膨出部を略球形状とし、後端環状体は、後部膨出部の大径部付近に設けられ、その幅を後部膨出部の半径と略同寸法としている。

ii) 両意匠の差異点

- a) 環状体が、本件登録意匠は、前後の膨出部に設けられているのに対して、イ号意匠は、後端側環状体にのみ現され、本件登録意匠の前端側環状体の現されている部位には、稍間隔をあけた細溝が2本

現されている。

- b) 滑り止めを目的として、後端側環状体の周囲に、本件登録意匠は、皿状凹部を対向する位置に各一つ現しているのに対して、イ号意匠は、軸方向に細長い若干の隆起部を等間隔に6個現している。

イ号意匠が本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由の説明

i) 本件登録意匠に関する先行周辺意匠

公知資料1 刊行物名「月刊 年 月号」
(株) 平成 年 月 日発行

第 頁所載 第 図 (資料2)

公知資料2 (上記に準じて記載)

公知資料3 (上記に準じて記載)

ii) 本件登録意匠の要部

上記先行周辺意匠をもとに本件登録意匠の創作の要点について述べれば、この種物品における意匠上の創作の主たる対象は、柄部の構成態様にあることは明らかで、本件登録意匠については、他に全く見られない柄部の全体形状及び使用時に握られるという機能上も重要な部分である後部膨出部の態様が相俟って、本件登録意匠全体の基調を表出している。

iii) 本件登録意匠とイ号意匠との類否の考察

そこで、本件登録意匠とイ号意匠の共通点及び差異点を比較検討するに、

- a) 両意匠の共通点は、基本的な構成態様に係るものであり、特に、本件登録意匠の要部である柄部のひょうたん形の全体形状、及び後部膨出部の略球形状とその大径部付近に設けられた略広幅環状体の態様が共通しており、両意匠の類否の判断に大きな影響を与えるものである。
- b) 両意匠の差異点のa)については、イ号意匠の2本の細溝が稍間隔をあけて現されていることから、見方を変えれば一本の環状体

と認識されることから、特段顕著な相違といえず、類否の判断に与える影響は微弱であり、差異点b)については、滑り止めを目的として、当該部位に凹凸部を設けることは、この種物品において常套的な手法であって、本件登録意匠の要部ではないことから、この点においても特段顕著な相違といえず、類否の判断に与える影響は微弱である。

- c) 以上の認定、判断を前提として両意匠を全体的に考察すると、両意匠の差異点は、類否の判断に与える影響はいずれも微弱なものであって、共通点を凌駕しているものとはいえず、それらが纏まっても両意匠の類否の判断に及ぼす影響は、その結論を左右するまでには至らないものである。

む す び

したがって、イ号意匠は、本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するので、請求の趣旨どおりの判定を求める。

